

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 24 年 2 月 9 日

日本証券業協会

・改正の趣旨

昨年 5 月 25 日に公布され、本年 4 月 1 日から施行される「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」においては、ライツ・オフアリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る開示制度等の整備のための金融商品取引法（以下「金商法」という。）の一部改正が行われるとともに、関係する政令・内閣府令等についても一部改正が行われている。

また、昨年 9 月 16 日には、金融庁・開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会において、ライツ・オフアリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について、一定の考え方が取りまとめられたところである。

これらにより、上場発行者の増資手法として新たに「コミットメント型ライツ・オフアリング」（ライツ・オフアリングのうち、引受会員が上場発行者との契約に基づいて未行使分の新株予約権を行使するもの）を、我が国においても本格的に導入することが可能となることを踏まえ、今般、これら一連の制度整備への円滑な対応を図るため、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正の骨子

- (1) 「コミットメント型ライツ・オフアリング」の定義を追加することとする。
(第 2 条第 26 号)
- (2) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受けを行うに当たっては、当該引受会員による新株予約権の行使に伴う払込日までの企業動向についての確かな情報の把握に努めるものとし、必要に応じて発行者から聴取を行うものとする。
(第 4 条)
- (3) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受業務において上場発行者から新株予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券の取得状況を開示する等の措置を取らなければならないこととする。
(第 32 条の 2)
- (4) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受業務において上場発行者から新株予約権証券を取得した場合、60 日を経過するまでの間に基準日が設定された株主総会において、新株予約権を行使して取得した株券等の議決権を行使してはならないこととする。
(第 32 条の 3)

(5) 引受会員は、コミットメント型ライツ・オフリングのうち、特定の外国居住株主の新株予約権の行使が制限されるものを引き受ける場合にあっては、新株予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。

(第32条の4)

(6) その他所要の整備を図る。

・ 施行の時期

この改正は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングから適用する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

募集期間：平成24年2月9日(木)から平成24年2月23日(木)17:00まで(必着)

提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

氏名又は名称

連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

法人又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)

意見の該当箇所

意見

理由

本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部 (TEL 03-3667-8647)

(注)平成23年11月4日に金融庁から公表された平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等の内容が、同政令・内閣府令等の公布に際して変更される場合には、当該変更に合わせて規則改正案の内容を修正することがあります。

以 上

改 正 案	現 行
<p>ファリング （新株予約権証券の取得状況の開示） 第 32 条の 2 <u>引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受業務において上場発行者から新株予約権証券を取得した場合、取得後速やかに、当該新株予約権証券の取得状況を所定の方法により開示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>主幹事会員は、前項の上場発行者に対し、各引受会員に譲り渡した新株予約権証券の数量について、発表資料において公表するよう要請しなければならない。</u></p> <p>（議決権の行使制限） 第 32 条の 3 <u>引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングに係る引受業務において上場発行者から新株予約権証券を取得した場合、当該新株予約権証券の取得日から起算して 60 日を経過するまでの間に基準日が設定された株主総会において、当該新株予約権証券に係る新株予約権を行使して取得した株券等の議決権を行使してはならない。</u></p> <p>（流動性の確保） 第 32 条の 4 <u>引受会員は、コミットメント型ライツ・オフアリングのうち、特定の外国に居住する株主による新株予約権の行使が制限されるものの引受けを行う場合にあっては、取引所金融商品市場における新株予約権証券の流動性を阻害する要因がないかとの観点から引受審査を行うものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第 6 章 雑 則 （この規則の一部の適用除外）</p>	<p>第 6 章 雑 則 （この規則の一部の適用除外）</p>

改 正 案	現 行
<p>第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 、 (現行どおり)</p> <p>8</p> <p><u>9 コミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の募集</u> 第 21 条から第 23 条 (第 20 条第 1 項及び第 2 項に掲げる内容の有価証券届出書 (発行登録追補書類を含む。) への記載に係る要請を除く。) まで及び第 5 章</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングから適用する。</p>	<p>第 39 条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 、 (省 略)</p> <p>8 (新 設)</p>